

北九州市応援ショップ認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市（以下「市」という。）の魅力を発信する拠点として、市を応援したいと考える北九州市応援ショップ（以下「応援ショップ」という。）の認定に関する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 応援ショップの対象は、首都圏（首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第1項に規定する首都圏をいう。）において民間事業者等が設置し、又は経営する飲食店又は小売業者（以下「飲食店等」という。）とする。

2 認定の申請をすることができる者は、前項に規定する飲食店等の所有者又は経営者とする。

(申請)

第3条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は応援ショップ認定申請書（様式第1号）に応援ショップ認定申請明細書（様式第2号）及び関係資料を添付し市長に提出しなければならない。

(認定の要件)

第4条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、対象となる飲食店等が次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り認定することができるものとする。

- (1) 市に愛着があり、市を応援したいという想いがあること。
- (2) 店舗内において、市のプロモーションに関わる情報発信を行うこと。
- (3) 市で生産された食材及び食品等の使用・販売に努めること、またその他、市を独自にPRするアイデアの考案に努めること。
- (4) 「K i t a Qサポータークラブ」会員に対する特典を設けること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守していること。
- (6) 第2条第1項に規定する飲食店等の所有者又は経営者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）に当たらず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

2 前項（1）から（6）までに掲げる事項に変更や新たな考案がある場合は、市長に報告すること。

(認定方法)

第5条 市長は、第3条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、認定

の可否を決定し、応援ショップ認定（非認定）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、認定を受けた者に対し、応援ショップ認定証（様式第4号）を交付するものとする。

（認定の取消し）

第6条 認定を受けた者は、認定の取消しを受けようとする場合は、応援ショップ認定取消届（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出がない場合においても、応援ショップが第4条の認定の要件のいずれかを満たさなくなったとき、又は認定を受けた者が本人の責めに帰すべき行為により著しく市の名誉若しくは信用を失墜したと認めるときは、認定を取消すものとする。

3 市長は、認定を取消した場合は、応援ショップ認定取消通知（様式第6号）により認定を受けた者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第7条 認定の有効期間は、前条の規定による認定の取消しが限り、継続するものとする。

（応援ショップの設置又は経営に係る責任）

第8条 市は、応援ショップの設置又は経営に係る債務又は賠償について、一切の責任を負わないものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成30年7月23日から施行する。